

【ご注意ください】非正規社員管理システム上の雇用継続登録・住所変更

◆ 雇用継続となる時給制契約社員の方のシステム登録が途切れると…

ご存知のとおり、例年9月末と3月末には時給制契約社員の方の雇用期間が満了となり、それ以降の雇用を希望される場合（雇用継続）でも、一旦「退職」の扱いとなります。

ここで非正規社員管理システムの雇用マスタ上の契約期間が切れると、共済組合には「**その方は退職された**」としてデータ連携されてしまいます。

雇用マスタ上の契約期間が切れてしまう前に、「**新たな雇用マスタの事前登録**」を行っていただきますよう、お願いいたします。

◇ 「退職」が共済組合にデータ連携されると…

① **その方あてに、『資格喪失証明書』が自動で発行・送付されます。**

⇒ 退職となった日から10日前後で郵送されますので、雇用継続をされた多くの方が「退職した覚えはないのに」とご心配になることが懸念されます。

② **その方は一時的に病院での資格確認が困難になるおそれがあります。**

⇒ 共済組合員としての資格を喪失した状態となり、医療機関の受診の際に窓口で保険証やマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認ができません。

③ **給与から共済掛金が控除できなかつたり、二重に請求されたりすることがあります。**

⇒ 途中で退職の方は退職月の共済掛金が不要となる仕組上、引き続き勤務されていても給与から控除できないケースや、給与から控除されているのに共済組合からも請求が届くケースがあります（組合員様から共済組合にご照会いただいた場合には、「お勤め先の総務ご担当者様にご相談ください」とご案内しております）。

◇ 9月末・3月末以外のケース（新規に採用された方の試用期間終了時）

試用期間の終了時に一旦「退職」がデータ連携され、その後に資格を復活させているケースが特によくみられます。新規に採用される場合は、試用期間終了時にもご注意ください。

◆ 非正規社員管理システムには、ご住所を入力いただくところが「2つ」あります

住所変更される際は、両方を入力をお願いいたします。

① 「**個人マスタ**」の住所→共済システムの「居住地住所」として連携→各種書類の送付先住所に。

② 「**雇用マスタ**」の住所→共済システムの「住民票住所」として連携→オンライン資格確認の表示住所に。

※勤務局所等で登録された情報は、およそ2営業日後に共済システムに反映されます。

◇ 「**個人マスタ**」が新住所に更新されないと…

⇒ 共済システムの住所登録が古いままとなり、組合員の皆さまのご自宅あてに書類等を送付する際、旧住所宛てに発送されてしまいます。誤送・個人情報漏えい事故にもつながりかねません。

◇ 「**雇用マスタ**」が新住所に更新されないと…

⇒ 医療機関で資格確認をしたとき、表示される住所が旧住所となってしまう、病院窓口で指摘されたり、ご本人様確認に時間がかかったりすることがあります。



【標準報酬担当】

